

(別表第3) 補助対象経費

1 事業区分	2 補助要件	3 補助対象経費	4 補助基準額	5 補助率	6 補助限度額	
若年層対策事業 (1)対面相談事業 (2)電話相談事業 (3)人材養成事業 (4)普及啓発事業	<p>・ひきこもり支援を通じて若年層の自殺防止対策につながる事業であること。</p> <p>・(1)及び(2)を行う者については相談への対応を行うとともに、地域のひきこもり支援関係機関などへのつなぎ支援を行うこと。</p> <p>・地域のひきこもり支援関係機関との連携体制を整えること。</p>	<p>① (1)～(4)の事業を1つ以上行う者。ただし、総事業費が30万円を超える場合に限る。</p> <p>② (1)の事業の実施とあわせて、その一環として以下の要件を満たすひきこもりの人の居場所を運営する者</p> <p>ア ひきこもりの若者(概ね40歳未満の者)又はその家族(この項において「当事者等」という。)が、居場所及び家族の会等の活動の継続的な参加者として当該任意団体等に登録している者を5人以上有すること。</p> <p>イ 前号の居場所を原則として週4日(1日4時間以上)以上開設すること。</p> <p>ウ 第1号の居場所には管理者を常時1人以上配置すること。</p> <p>エ 第1号の居場所の開所時間、利用者及び管理者等を記載した日誌及び当事者等の居場所の利用実績並びに支援を行った者のケース記録を備え、4半期ごとに知事に報告すること。</p>	<p>事業実施に必要な報酬、賃金(共済費を含む。)、給与、職員手当等、報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料、工事費(若年層対策事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。)、備品購入費、委託料(上記の経費に限る。)、負担金</p>	<p>知事が必要と認められた額</p>	<p>10分の10</p>	<p>100万円</p> <p>200万円</p>

(注) 国庫負担(補助)制度又は他の県単独補助制度により、既に当該事業の全部又は一部について負担又は補助が実施されている事業は、補助対象外とする。